

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第2号

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付要件等)</p> <p>第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（<u>農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。</u>）を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当</p>	<p>(交付要件等)</p> <p>第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確認すること。この場合において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に</p>

該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。この場合において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付による権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。

イからオまで （略）

(3)から(9)まで （略）

（就農状況報告等）

第11条 （略）

2 交付対象者は、交付期間終了後5年間（以下「就農継続期間」という。）については、前項の例により作業日誌（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、就農継続期間の満了前に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

4 交付対象者は、就農継続期間中にやむを得ない理由等により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、

規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付による権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。

イからオまで （略）

(3)から(9)まで （略）

（就農状況報告等）

第11条 （略）

2 交付対象者は、交付期間終了後5年間までについては、前項の例により作業日誌（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

就農を中断する期間は、原則として
1年以内に限るものとする。

5 市長は、前項の規定により就農中
断届の提出を受けたときは、その内
容を審査し、適当と認められる場合
は、就農の中断を承認するものとす
る。

6 市長は、前項の規定により、就農
の中断を承認したときは、当該交付
対象者に対し、就農再開に向けた取
組状況を適宜確認するとともに、就
農再開に向けたフォローアップを行
うものとする。

7 第5項の規定により就農の中断に
ついて承認を受けた交付対象者は、
就農を再開するにあたり就農再開届
(第12号様式)を市長に提出しな
ければならない。

8 (略)

9 前項の確認は、就農状況確認チェッ
クリスト(第13号様式)を用い、次の
各号に掲げる方法により当該各号に定
める事項について行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 書類確認

ア及びイ (略)

ウ 農地基本台帳の写し

10 (略)

(交付の中止)

第12条 交付対象者は、資金の受給を
中止するときには、中止届(第14号様

4 (略)

5 前項の確認は、就農状況確認チェッ
クリスト(第11号様式)を用い、次の
各号に掲げる方法により当該各号に定
める事項について行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 書類確認

ア及びイ (略)

6 (略)

(交付の中止)

第12条 交付対象者は、資金の受給を
中止するときには、中止届(第12号様

式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第8項の就農状況の確認等により、次に掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからカまで (略)

(6) (略)

(交付の休止等)

第13条 交付対象者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 交付対象者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届(第16号様式)を市長に提出するものとする。

4 (略)

5 交付対象者(第3条第3項に規定する夫婦を除く。)は、妊娠・出産により農業経営を休止しようとするときは、休止届の提出とともに、青年等就農計画等の変更申請を行うことができる。ただし、農業経営を休止しようとする期間は、1年以内でなければならない。

6 市長は、前項の変更申請があった場合は、休止期間の範囲内で交付期間を延長

式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第4項の就農状況の確認等により、次に掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからカまで (略)

(6) (略)

(交付の休止等)

第13条 交付対象者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 交付対象者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届(第14号様式)を市長に提出するものとする。

4 (略)

することができる。

(資金の返還)

第14条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第4号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 交付期間(資金の交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき (ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したときを除く。) 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額

2 (略)

(返還免除)

第15条 交付対象者は、前条第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(資金の返還)

第14条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第4号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 交付期間(資金の交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額

2 (略)

(返還免除)

第15条 交付対象者は、前条第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(住所等変更報告)

第16条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付情報等の登録)

第17条 市長は、青年等就農計画等、交付申請書等の提出があった場合には、青年就農給付金給付対象者データベース(以下「データベース」という。)に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第19号様式により適切に取り扱うものとする。

(住所等変更報告)

第16条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付情報等の登録)

第17条 市長は、青年等就農計画等、交付申請書等の提出があった場合には、青年就農給付金給付対象者データベース(以下「データベース」という。)に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第17号様式により適切に取り扱うものとする。

第1号様式-2を次のように改める。

第1号様式-2

農業次世代人材投資資金申請追加資料

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	--	--

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 交付されている <input type="checkbox"/> 交付されていない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない

添付書類

別添1. 収支計画

別添2. 誓約書

別添3. 履歴書

別添4. 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど））

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳並びに契約書等の写し

別添7. 通帳の写し

別添8. 誓約書及び当該農地を示す地図（親族から賃借した農地が主である場合）

※その他、市長が必要と認める書類（前年の所得証明書など）

別添 1

収 支 計 画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業次世代人材投資資金※							
収入計①(資金を除く)							
			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 経 営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計②							
【参考】設備投資(内容、金額)							

所得計 ①-②					
---------	--	--	--	--	--

※経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円-前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添 2

誓 約 書

私は、四日市市農業次世代投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名又は捺印を添えて誓約します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

(生年月日 年 月 日 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

※	連帯保証人	住所		
		氏名		印
	連帯保証人	住所		
		氏名		印

(連帯保証人氏名は自署すること。)

※連帯保証人を1名又は2名立てること。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず連帯保証人を2名立てること。

添付書類 連帯保証人の印鑑証明書

別添 8

確 約 書

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名 印

(生年月日 年 月 日 歳)

私は、下記親族から貸借した農地について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の規定に基づき、 年 月 日までに当該農地の所有権を自らに移転することを確約します。

なお、期日までに当該農地の所有権が移転できなかった場合、同規則の規定により、当該交付金を全額返還いたします。

(農地の譲渡者)

氏 名		本人との続柄	
住 所			

(農地の情報)

所在地	
面 積	

(添付書類)

当該農地の位置が分かる地図

農地基本台帳の写し

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

住 所

氏 名

印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等		
合 計				
家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等	農業従事日数
雇用労働力		（人／日）		

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（a）
	所有地		
	借入地	親族から	
		第三者から	
作業受託	作目	作業内容	実績

3. 前年の所得※¹

	万円
--	----

4. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6. 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

7. 計画達成に向けた今後の課題

添付書類

別添 1. 作業日誌の写し

2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

3. 通帳及び帳簿の写し

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳並びに契約書等の写し
（2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することができる。）

※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は
農地基本台帳の写し等の提出が必要。

5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）

※1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く。）

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
	合 計	

別添 2

決 算 書

			計画 a	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計① (資金を除く)					

			計画 a	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計②					
【参考】設備投資(内容、金額)					
農業所得計③ = ① - ②					
農外所得④			所得合計③ + ④		

第 1 1 号様式から第 1 9 号様式までを次のように改める。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

就 農 中 断 届

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 1 条第 4 項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就 農 再 開 届

住 所

氏 名

印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第7項の規定に基づき、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日～ 年 月 日

第13号様式（第11条関係）

就農状況確認チェックリスト

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後」とする。

確認対象者住所：
確認対象者氏名：
農業次世代人材投資資金交付の有無： 有 ・ 無
確認者所属・名前：
確認日： 年 月 日

1 交付対象者への面談用 （これまでの状況について聞き取る）

ア 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

2 ほ場（現地）確認用（確認期間中の状況について記載する）

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） ・ 作付期間外である

3 書類確認用（これまでの状況について記載する）

ア 農業従事日数

日程度

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている ・ 帳簿をつけているが、一部記帳されていないものがある ・ 帳簿をつけていない

ウ 農地基本台帳（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

農地法第3条のの許可等により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
---------------------------	---	------------------

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

四日市市長

中 止 届

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

休 止 届

住 所
氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第13条第1項の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）

第16号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

経 営 再 開 届

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第13条第3項の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日～ 年 月 日

第17号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市長

返 還 免 除 申 請 書

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の返還の免除を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第15条の規定に基づき申請します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第 1 8 号様式（第 1 6 条関係）

住所等変更届

年 月 日

四日市市長

氏 名 印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 6 条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変 更 前	氏名 住所 電話番号 その他
変 更 後	氏名 住所 電話番号 その他

第19号様式（第17条関係）

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、農業次世代人材投資資金受給者本人の同意を得ることにより、本事業を実施します。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、以下のとおりです。
(別紙「個人情報の取扱い」参照)

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

別紙

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注） 情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、国が選定した団体、東海農政局、三重県、
青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、
三重県農業会議、三重北農業協同組合、鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組
合、
四日市市農業委員会

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)